

公 示

旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定について

道路運送法第43条の2第1項の規定により旅客自動車運送適正化事業実施機関を指定したため、道路運送法第43条の2第2項により、下記のとおり公示する。

平成27年 3月17日

関東運輸局長 又 野 己 知

記

- (適正化機関の名称) 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
- (住 所) 東京都千代田区九段南四丁目8番13号
- (事務所の所在地) 東京都千代田区九段南四丁目8番13号
- (指定に係る区域) 東京都
- (適正化事業の種別) 一般乗用旅客自動車運送事業